

認可定員・利用定員の変更について

～令和7年度に向けて～

1 はじめに

- これは、令和7年度の認可定員・利用定員の変更を検討されている施設・事業者様向けの手引きです。
- この手引きをご参照いただき、必要に応じて認可定員・利用定員の変更を行ってください。
- ご不明な点は、06-6208-8018 石橋・曾我部までご連絡ください。

2 認可定員について

【認可定員】

- 教育・保育施設等の設置に当たり認可もしくは認定され、その後の変更につき適正な手続きを経た定員。
- 保育室や職員数を勘案して決定される施設の受け入れ上限定員。各歳児でこの定員を超えて入所させると、認可基準違反となります。⇒指導・監査で文書指摘事項に該当します。
- 各歳児の利用児童数は認可定員を超えることはできません。
- 原則進級できるように設定してください。
- 特別な理由がない場合は、認可定員は下げないでください。
- 家庭的保育事業については、別途、弾力運用があります。

3-1 認可定員の留意点1

【認定こども園における留意点】

・認定こども園は、1・2号の認可定員について、利用児童数に合わせて変更する必要はありません。利用定員により調整してください。

・認定こども園は、1・2号の各歳児の認可定員の合計を超えて、入所させることはできません。下記の場合、3歳児は1・2号認可定員計100人に対し、利用予定児童数が95人であるため、この入所は可です。

	1号			2号		
	3歳児	4歳児	5歳児	3歳児	4歳児	5歳児
現在の認可定員	80人	85人	85人	20人	20人	20人
利用予定児童数	85人	70人	90人	10人	25人	15人

・1号の満3歳児（3歳の誕生日を迎えた2歳児）は1号の3歳児の認可定員に含まれるため、進級できるようになっていれば、3歳児＞4歳児に設定することは可能です。（ただし満3歳児 \leq 3歳児 \leq 4歳児と設定することを原則とする。）

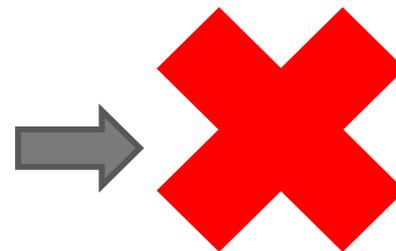
3-2 認可定員の留意点2

【地域型保育事業所における留意点】

- 必ず進級できるように設定してください。

(例) 小規模保育事業A型

歳児	0歳	1歳	2歳	計
認可定員	3人	9人	7人	19人



0歳児<1歳児>2歳児となっており、進級できないため認可定員の設定においては、この設定は認められません。

3-3 認可定員の留意点3

(地域型保育事業における弾力運用について)

- ・認可定員を超えての入所は不可としていますが、弾力運用により、認可定員の変更を行わず、0歳児及び1歳児について、2歳児の認可定員までの受入れを柔軟に対応することを可能としており、運用については各区役所に委ねています。

ただし、保育必要面積を満たす必要があります。

※ 制度についてのご不明な点は、06-6208-8018 石橋・曾我部までご連絡ください。

※ [令和5年度地域型説明会資料](#)もあわせてご参照ください。

4 認可定員変更を希望される場合

- 認可定員の変更を希望される場合は、変更後の員数を「kintone」にて令和7年1月27日（月）までに、回答ください。
- 認可定員を変更される施設・事業所においては、「認可（認定）内容変更届出書及び確認内容変更届出書」及び必要書類を令和7年3月10日（月）までに郵送または持参にてご提出ください。期限までに必要書類の提出がない場合、令和7年4月1日における認可定員の変更はできませんので、ご注意ください。

5 利用定員について

【利用定員】

- 子ども・子育て支援法第27条第1項等の確認において定め、給付費（委託費）の単価水準を決めるもの。
- 利用児童数を基に、施設・事業者が決める定員。

6-1 利用定員変更のルール1

- 利用定員は認可定員に一致させることが基本です。
- ただし、恒常的に利用人員が少ない場合は、各歳児の認可定員を超えない範囲内で利用状況（直近の実利用人員実績や今後の見込み等）を反映して設定してください。

（注）利用定員を変更する場合は、利用定員変更時点の利用児童数以上とする必要があります。

6-2 利用定員変更のルール2

(原則) 利用定員を超えて、入所させることはできません。

(例外) 年度中（年度当初も含む。）の需要の増大への対応、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

7-1 利用定員変更の留意点1

【利用定員を変更する場合】

- ・利用定員を変更する場合、利用予定児童数を下回ってはいけません。

⇒変更後の利用定員が利用児童数を下回った場合、超過した利用予定児童を、継続的に教育・保育を提供できるように施設側が便宜の提供を行わなければなりません。（子ども・子育て支援法第34条第5項）

（例）保育所

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
現利用定員	6人	12人	20人	24人	24人	24人	110人
利用予定児童数	6人	12人	18人	22人	22人	21人	101人
減少後利用定員	6人	12人	18人	22人	22人	20人	100人

上記の場合、5歳児が利用定員上、1人足りませんので、この5歳児の1人について、他の教育・保育施設へ通園できるように保育所側がしなければならなくなるため、このような利用定員の変更は認められません。

7-2 利用定員変更の留意点2

- 利用定員が0人の歳児については、当該号の当該歳児は入所できません。
※利用定員の変更が必要となります。

(例) 当初、2号5歳児を0人と設定した場合
年度途中で2号5歳児を入所させる場合、5歳児の利用定員を変更する必要があります。

7-3 利用定員変更の留意点3

【利用定員変更之际し、手続が必要な場合】

・利用定員変更申請又は届出が必要な場合は、各号の利用定員が変更になる場合のみです。号内の利用定員の内訳変更は、変更申請又は届出の必要はありませんが、別途認可担当への報告が必要です。

(例) 保育所

号	3号				2号			
	0歳	1歳	2歳	計	3歳	4歳	5歳	計
現利用定員	3人	6人	12人	21人	12人	15人	15人	42人
変更後利用定員	6人	6人	12人	24人	12人	14人	16人	42人

この場合、3号については、利用定員の増加申請が必要ですが、2号については内訳変更ですので申請又は届出の必要はありません。

7-4 利用定員変更の留意点4

【公定価格の給付定員単価区分との関係1】

- 利用定員を変更する場合、原則公定価格の給付定員単価区分内の減少の変更であれば、変更する必要はありません。

(例) 保育所

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
現在の利用定員	6人	12人	18人	20人	22人	22人	100人
利用予定児童数	6人	12人	18人	19人	19人	17人	91人

この場合、利用予定児童数が91人で、公定価格給付定員単価区分の91人～100人にあたります。利用定員の減少を行っても、公定価格給付定員単価区分は変わりませんので、変更する必要はありません。

7-5 利用定員変更の留意点5

【公定価格の給付定員単価区分との関係2】

- ・利用定員を変更する場合、原則公定価格の給付定員単価区分の中の最大の定員に設定してください。

(例) 保育所

歳児	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
利用予定 児童数	3人	6人	12人	18人	18人	18人	75人

この場合、公定価格給付定員単価区分の71人～80人にあたります。よって、前頁の（原則）をなるべく遵守するためにも、利用定員を80人に変更するようにしてください。

7-6 利用定員変更の留意点6

家庭的保育事業所のみ

- 利用定員を変更する際は、「利用定員の総数」が「利用定員変更時点の実利用児童数の総数」以上としなければならない。
- 利用定員を変更する際は、2歳児の利用定員を一番多い歳児の実利用児童数と同数か超えるよう設定しなければならない。

7-7 利用定員変更の留意点7

利用定員の設定については、実児童数を考慮し、実態に即した設定となるよう十分ご留意ください。

次の場合、施設型給付費等の減額調整が適用されます。

種 別	内 容
保育所 認定こども園（2・3号） 小規模保育事業所（A・B・C型） 事業所内保育事業所	直前の連続する <u>5年度間</u> 常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設
認定こども園（1号）	直前の連続する <u>2年度間</u> 常に利用定員を超えており、かつ、各年度の年間平均在所率が120%以上の状態にある施設

※詳細は、令和5年5月19日付け「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（こ成保385文科初第483号）（最終改正令和6年3月29日こ成保1925文科初第2588号）をご参照ください。

8 利用定員変更手続きについて

- ・ 利用定員の変更を希望される場合は、変更後の員数を「kintone」にて令和7年1月27日（月）までに、回答ください。

「kintone」の掲載場所：保育所、認可、地域型、幼稚園

- ・ 利用定員を変更される施設・事業所においては令和7年3月10日（月）までに「kintone」にてご申請ください。期限までに必要書類の提出がない場合、令和7年4月1日における利用定員の変更はできませんので、ご留意ください。

「kintone」の掲載場所：保育所、認可、地域型、幼稚園